

調査の概要

平成18年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成18年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施しました。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更しました。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施しています。

平成18年調査は、平成16年の簡易調査に続く大規模な調査で第20回目に当たります。

3 調査日

平成18年10月1日現在で実施されました。

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所が対象となります。

ただし、次の事業所は調査対象外です。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務庁告示第139号）の「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「中分類83－その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」及び「中分類94－外国公務」に属する事業所

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としました。

6 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなっています。

- (1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数調査です。

【調査の流れ】

総務大臣－都道府県知事－市町村長

－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－民営事業所

(2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査です。

【調査の流れ】

国の事業所	総務大臣－府省等の長－調査事業所
都道府県の事業所	総務大臣－都道府県知事－調査事業所
市町村の事業所	総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

7 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

【企業に関する事項】

- ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立の年月
- エ 資本金額及び外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称及び電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇用者数
- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

(2) 乙調査

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

8 年次別調査の実施状況

本調査は昭和22年10月1日に第1回調査、昭和23年7月1日に第2回調査（「事業所貸金調査」）が行われていますが、その後の調査とは調査対象等が大きく異なっています。また、調査対象範囲は昭和41年（第8回）以降は法人経営の「農林漁業」の事業所、昭和47年（第10回）以降は「公務」が対象範囲に加えられています。

第3回調査以降の調査年次は次のとおりです。

区 分	年 次	区 分	年 次
第3回	昭和26年7月1日	第12回	昭和53年6月15日
第4回	昭和29年7月1日	第13回	昭和56年7月1日
第5回	昭和32年7月1日	第14回	昭和61年7月1日
第6回	昭和35年6月1日	第15回	平成3年7月1日
第7回	昭和38年7月1日	第16回	平成8年10月1日
第8回	昭和41年7月1日	第17回	平成11年7月1日(簡易調査)
第9回	昭和44年7月1日	第18回	平成13年10月1日
第10回	昭和47年9月1日	第19回	平成16年6月1日(簡易調査)
第11回	昭和50年5月15日	第20回	平成18年10月1日

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- ② 物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

【派遣・下請従業員のみの事業所】

当該事業所に所属する従業員が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も「派遣・下請従業員のみの事業所」として調査の対象としています。

2 経営組織

【民 営】

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいいます。

(1) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。会社や法人組織になっていない共同経営の場合も個人経営に含めます。

(2) 法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

① 会 社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本に事務所などを登記したものをいいます。

② 独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。

② その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人以外の事業所をいいます。

例えば、特殊法人、認可法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、などが含まれます。

(3) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務庁告示第139号）に基づき分類しています。なお、一部の小分類項目については分割したものの小分類としています。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者数は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

【常用雇用者】

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

利 用 上 の 注 意

1 図表等の表章範囲について

この報告書は、平成18年事業所・企業統計調査の結果概要です。

〈全事業所〉 調査した全事業所（甲＋乙）を表章しています。

〈民 営〉 経営組織が民営の事業所のみ表章しています。

2 独立行政法人等について

今回の調査では「民営」の事業所として集計されていますが、平成13年事業所企業統計では「国・地方公共団体等」の事業所として集計されています。

3 産業分類について

平成13年事業所・企業統計調査の産業分類別の数値は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に組み替えたものです。

4 統計表等で用いる記号及び数値

- ① 「―」（バー） : 該当数字なし又は皆無
- ② 「△」（マイナス） : 負数又は減少
- ③ 「0.0」 : 表章単位に満たないもの
- ④ 「*」 : 統計表の*は産業分類名を簡略して表記しています。
- ⑤ 構成比の数値 : 四捨五入のため総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- ⑥ 増加率 : $(\text{当該調査年の数値} - \text{前回調査年の数値}) / \text{前回調査年の数値} \times 100(\%)$